

平成30年度 第11回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成31年2月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成30年度第11回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 16名 定員 19名  
 欠席 3名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	菫澤芳子	
○		2	佐藤新一	
○		3	渡邊正一	
○		4	櫻井信夫	
○		5	大塚和子	
	○	6	小幡悦男	
	○	7	中澤正規	
○		8	桜井誠	
○		9	森山行雄	
○		10	森山武郎	
○		11	酒井浩	
	○	12	松田敏彦	
○		13	佐藤正喜	
○		14	桑原正文	
○		15	渡邊弘義	
○		16	佐藤廣治	
○		17	富永虎良	
○		18	小西正春	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		米山真里	
○		穴沢優子	

## 平成30年度

## 第11回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成31年2月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 30 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  5 番 大塚 和子 委員  8 番 桜井 誠 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約） について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号  議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について 農用地利用集積計画の意見決定について 下限面積（別段面積）の設定について
5		その他
		閉会宣言 15 時 08 分

# 平成30年度第11回魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年度第11回魚沼市農業委員会総会は、平成31年2月25日魚沼市広神コミュニティセンター3階講堂に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（米山事務局長）

今日は二部構成になっております。総会後に第4回の検討会の開催を予定しておりますので、長丁場になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出のあった方、議席番号6番小幡悦男委員、議席番号7番中澤正規委員、議席番号12番松田敏彦委員の3名です。出席者数16名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第11回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時30分）

上村会長  
（挨拶）

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告を順次お願ひいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会としては別段ありません。

第2地区部会会長（桑原正文委員）

第2部会も特にありません。

第3地区部会会長（佐藤正喜委員）

我が部会も特にありませんでした。

#### 第4地区部会会長（渡邊弘義委員）

特にありません。

#### 議長（上村会長）

広報部会会長は欠席ですので、割愛させていただきます。

ただいま、会務報告ということで説明があったわけですが、この他、皆さま方、内容等に質問がありましたら、お願いいたします。

会務報告にありますけれども、先般、常設審議委員の改選について協議を行いました。常設審議委員会をご承知のとおり、3,000平米以上の許認可の転用申請に伴い審議する場ということでございまして、毎月1回行われているわけです。その委員がいわゆる常設審議委員ということでございまして、この常設審議委員の任期が満了するため、中越地区においては、委員の任期途中ということで、引き続き全て留任ということで決定させていただきました。中越地区の協議会の会長をご承知のとおり長岡市農業委員会の会長でございますし、副会長が小千谷市農業委員会の会長でございます。この方々も常設審議委員となりますし、その他に3名ということで合計5名が中越地区からの選出枠となります。その他の3名が出雲崎町の会長、魚沼市の会長の私、あとは十日町市の会長ということでございます。以上が審議委員ということで、中越地区からはこの5名が出ているということでございまして、監事に南魚沼市の会長がなっているというような状況でございます。報告させていただきます。

次回3月25日の農業委員会の総会ですけれども、恒例により歓送迎会が予定されるということで、一応仮置きで午後3時半としてありますので、ご了承いただきたいと思っております。これから人事異動の内示ということになるそうで、そうになりましたら、またこの総会の案内とともにご報告させていただきたいと思っております。

皆さんどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特になければ次に進めさせていただきます。

### 議事録署名委員の指名について

#### 議長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について、会議規則第14条に掲げてありますので、指名させていただきますが、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号5番大塚和子委員及び議席番号8番桜井誠委員の両名を指名いたします。

### 農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）について

議 長（上村会長）

日程第3報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の3ページをお願いします。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は23件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号につきましては、事務局の説明のとおり事前配付ということで目をとおしていただけたかと思えます。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の9ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は20件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号について、内容等質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続ききまして、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書11ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転売買4件、賃借権の設定9件、使用貸借権設定30件、合計43件です。

整理番号5番から43番までは\*\*\*\*\*との貸借契約更新による案件です。

整理番号1 申請地 \*\*\*\*\* 田ほか8筆 合計4,476㎡  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は相続人全員が相続放棄をしたため、弁護士が相続財産管理人となっております。相続財産管理人と譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数は短いですが、作業委託や隣接する農地の耕作者等から指導をしてもらいながら、今後も効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地 \*\*\*\*\* 畑 48㎡  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は相続人全員が相続放棄をしたため、弁護士が相続財産管理人となっております。相続財産管理人と譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は一部大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 \*\*\*\*\*9 畑 65㎡  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人の自宅の隣接地であり、以前から耕作をしていたところです。この度、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますし、大型機械も所有しておりますので、今後も効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* \* 田ほか2筆 合計 2,657 m<sup>2</sup>  
 譲渡人 \*\*\*\* \*  
 譲受人 \*\*\*\* \*  
 権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\* \*円/10アール

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は耕作することが困難であり、耕作者を探していたところ、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は、大型機械を所有しておりませんが、経験年数は十分あり、作業委託等により今後も効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 \*\*\*\* \* 田ほか2筆 合計 2,239 m<sup>2</sup>  
 貸付人 \*\*\*\* \*  
 借受人 \*\*\*\* \*  
 権利種別 賃借権設定 \*\*\*\* \*円/10アール

整理番号6 申請地 \*\*\*\* \* 田ほか2筆 合計 2,487 m<sup>2</sup>  
 貸付人 \*\*\*\* \*  
 借受人 \*\*\*\* \*  
 権利種別 賃借権設定 \*\*\*\* \*円/10アール

整理番号7 申請地 \*\*\*\* \* 田 5,171 m<sup>2</sup>  
 貸付人 \*\*\*\* \*  
 借受人 \*\*\*\* \*  
 権利種別 賃借権設定 \*\*\*\* \*円/10アール

整理番号8 申請地 \*\*\*\* \* 田ほか2筆 合計 2,221 m<sup>2</sup>  
 貸付人 \*\*\*\* \*  
 借受人 \*\*\*\* \*  
 権利種別 賃借権設定 \*\*\*\* \*円/10アール

整理番号9 申請地 \*\*\*\* \* 田ほか5筆 合計 4,907 m<sup>2</sup>  
 貸付人 \*\*\*\* \*  
 借受人 \*\*\*\* \*  
 権利種別 賃借権設定 \*\*\*\* \*円/10アール

整理番号10 申請地 \*\*\*\* \* 田 1,238 m<sup>2</sup>  
 貸付人 \*\*\*\* \*  
 借受人 \*\*\*\* \*  
 権利種別 賃借権設定 \*\*\*\* \*円/10アール

整理番号11 申請地 \*\*\*\* \* 田 926 m<sup>2</sup>  
 貸付人 \*\*\*\* \*  
 借受人 \*\*\*\* \*  
 権利種別 賃借権設定 \*\*\*\* \*円/10アール

整理番号 12	申請地	*****	田ほか 3 筆	合計 4,517 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10	アール
整理番号 13	申請地	*****	田 269 m <sup>2</sup>	
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10	アール
整理番号 14	申請地	*****	田ほか 4 筆	合計 7,506 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用賃借権設定	5 年間	
整理番号 15	申請地	*****	田ほか 4 筆	合計 2,873 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用賃借権設定	5 年間	
整理番号 16	申請地	*****	田 526 m <sup>2</sup>	
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用賃借権設定	5 年間	
整理番号 17	申請地	*****	田ほか 10 筆	合計 6,033 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用賃借権設定	5 年間	
整理番号 18	申請地	*****	田ほか 1 筆	合計 1,667 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用賃借権設定	5 年間	
整理番号 19	申請地	*****	田ほか 4 筆	合計 1,456 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
		*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用賃借権設定	5 年間	
整理番号 20	申請地	*****	田 384 m <sup>2</sup>	
	貸付人	*****		
	借受人	*****		

	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 21	申請地	*****	田	4,109 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 22	申請地	*****	田ほか3筆	合計 3,945 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 23	申請地	*****	田ほか1筆	合計 2,661 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 24	申請地	*****	田ほか1筆	合計 1,688 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 25	申請地	*****	田	1,069 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
		*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 26	申請地	*****	田ほか1筆	合計 1,589 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 27	申請地	*****	田	345 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 28	申請地	*****	田	1,405 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 29	申請地	*****	田ほか2筆	合計 2,869 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		

	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 30	申請地	*****	田ほか3筆	合計 2,871 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 31	申請地	*****	田ほか2筆	合計 1,422 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 32	申請地	*****	田ほか2筆	合計 2,852 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 33	申請地	*****	田ほか1筆	合計 1,984 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 34	申請地	*****	田ほか2筆	合計 2,280 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 35	申請地	*****	田ほか3筆	合計 4,198 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 36	申請地	*****	田ほか2筆	合計 2,592 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 37	申請地	*****	田ほか4筆	合計 2,102 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 38	申請地	*****	田ほか7筆	合計 3,336 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		

	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 39	申請地	*****	田	1,331 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 40	申請地	*****	田ほか5筆	合計 3,438 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 41	申請地	*****	田	155 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 42	申請地	*****	田	851 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 43	申請地	*****	田ほか9筆	合計 9,200 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。\*\*\*\*\*との5年間の貸借契約が満了となったため、契約更新のため申請があったものです。申請地には水稻またはソバ等を作付けする予定です。なお、\*\*\*\*\*への貸付けということで、\*\*\*\*\*への貸付けとなりますので、解除条件付きの貸借契約となっております。

以上、整理番号1番から4番までは、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

整理番号5番から43番につきましては、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法第3条第3項各号にある解除条件などが設定されておりますので、要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

ただいま、議案第1号につきまして事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査・補足説明がありましたらお願いいたします。

佐藤正喜委員

まず、整理番号1番につきましては、先ほど事務局の言ったとおり相続人が放棄を

しております関係上、こんな形になっております。2月9日\*\*\*\*\*が私の家へ来まして、話しがありました。駅前の一番いい場所につきまして、約五反歩近くですけども、去年は別の人が買いたいと言っていました、今年になるとこれが駄目になるということで、こんな形で契約が結ばれました。現在は雪のために現地確認がはできませんが、いつも見ているところで全然問題ないところです。

整理番号4番につきましても、規模拡大をしたいという若者がいまして、自分で耕作できない所有者が売りたいということで譲渡の話がまとまりまして、これは2月3日に譲受人が来まして話しがあり、うまくまとまってこんな形になりました。

それから、整理番号12番につきましても、貸付人から先般話しがありました。

整理番号33番につきましても、2月23日に貸付人とお話をしました。

もう1件、整理番号36番ですが、これも23日に話しがありまして、去年から\*\*\*\*\*については耕作をしてないので、別の人が仲を取り持って\*\*\*\*\*から去年1年、無償で耕作してもらった関係で、また\*\*\*\*\*へ5年契約でお願いをしたというような経過がございます。

#### 櫻井信夫委員

整理番号2番ですが、先ほど事務局の説明のとおりですが、2月20日に譲受人に対して確認をとったところ、農機具もありますし、農業経験も豊富ということで、効果的に運用をするということでもあります。それから21日に現地確認したわけですが、雪が積もって山になっていまして、実際は確認できないですが、私の家の近くということもありまして、あの場所はずっと畑が耕作されていまして、農作業に支障をきたす心配はないと思います。

#### 桑原正文委員

整理番号3番ですが、21日に\*\*\*\*\*と連絡をとって話を伺いました。事務局の説明のとおりです。

#### 渡邊弘義委員

整理番号5番から9番、14番から26番、34番、37番から43番ですが、件数が多かったですが、訪問確認が20件、電話確認が3件、事務局の説明のとおりです。積雪のために現場確認できませんでした。

#### 小西正春委員

整理番号10番、11番、27番から29番ですが、10番の\*\*\*\*\*の件ですが、これは新規に今年から\*\*\*\*\*がやるということで、本人から高齢になりできないということです。なんら問題なくできると思います。11番の\*\*\*\*\*の分については、再契約ということでございますので、このまま今までどおりしていくと思います。29番の\*\*\*\*\*についても再契約ということでございますので、今までどおりしていくと思います。

#### 議長（上村会長）

整理番号13番、30番から32番の松田敏彦委員については、事務局が報告したとおりでございます。

#### 酒井 浩委員

整理番号 35 番ですが、22 日に\*\*\*\*\*と\*\*\*\*\*とお会いしまして、お話を伺いました。\*\*\*\*\*は従来、\*\*\*\*\*が田ぶち、代掻きまではやっていました。田植えと稲刈りについては親戚の方がやっていたのですが、「もう年になってきたもので、全面的に\*\*\*\*\*にお願いをしたい」ということを言っていました。\*\*\*\*\*もそこは分かっている、「今後は土地柄、ため池からの水しかないので、ここはソバを植える」ということで、賃借料無しという状況で契約をしたということです。特段問題はないのかなと思います。

議 長（上村会長）

それでは、ただいま事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

小西正春委員

貸借権は、年貢というか貸借料がついていますが、使用貸借権のほうは全然金額が出ていないのですが、年貢無しということですか。

事務局（穴沢副参事）

使用貸借権というのは、年貢のない貸借でございますので、年貢無しということです。

議 長（上村会長）

その他、どうでしょうか。

佐藤正喜委員

今、小西委員からそのような話が出ましたが、私も\*\*\*\*\*の一等地にありながら\*\*\*\*\*が年貢無しだというようなことで、非常にかわいそうだなと思って、貸付人に話しましたが、「水の管理が出来ないから年貢無しだ。何とか耕してくれるからそういう契約をした」ということで、本人も納得していました。場所的に一番良い場所で年貢無しというのは、今後はあってはならないことではないかなと思いますがどう思いますか。私どもも、この場所で耕作を何ら問題なくしているのですが、こんな形で出てくると、これからその近辺が「あの場所が年貢無しだら、お前も年貢無しだよ」というようなことになると、非常に地域的にもよろしくないのではないかと思っております。如何なものかなと思います。

酒井 浩委員

今の点に付随することですが、私も同じようなことで\*\*\*\*\*と話をしていたのですが、賃借料無しというのは、場所的に分からなくもないのですが、地権者が草刈りするという特約付きで契約をしているということで、「それはないんじゃないの」という話はしたのですが、「いやそうしないと、とてもじゃないけどできない」ということを\*\*\*\*\*は言っていて、もうそれで契約をしたという話でした。高齢の地権者ももう了承しているのですが、我々が少し違うのではないかと思っても、そのような状況で、このまま見過ごしていくと草刈りが大変なところだけみんな地権者に押し付けて、「お金は一銭も払えませんが、税金だけ払ってください」というような格好になるのは、少し違うのではないかと思っています。

議長（上村会長）

いろいろご意見が出ているし、この使用貸借権そのもの自体の契約になると地権者並びにその耕作者間の中での個別にということですので、現実には今の問題がこの近隣に波及するかどうかというの、なかなか難しいところではないかなと思っております。しかしながら、まずもってこの権利の執行については、こういった貸借ということの中では、特に現金が動かないというような状況ではご理解をいただきたいと思っております。ただ、やはり近隣への影響を考えた場合には、それが本当に受ける人にはそういったかたちを助長するの、中々難しいところではないかなと思っております。かといって、それを出しなさいということも中々できないところですので、やはりその地権者または耕作者の立地条件からくる貸し借りということの中では、色々の問題が出てくるのではないかなと思っております。お互いこの地区の中で、注視した中で経過を見ていきたいなということです。どちらの方向へ指導するのかというのがなかなか結論は出せないと思っておりますけれども、そういったこともあるよということを考えて中で、お互いに良い方向を模索しながら進めていけたら良いかなと思っております。

その他に、どうでしょうか。

事務局（穴沢副参事）

貸付人、借受人の合意のもと、申請を出しているのだと思いますので、事務局としては農地の状態を積雪により現地の確認ができませんので、地図情報システムの航空写真を見ながら確認をしているところでありまして、賃借料の有る無しについては、申請書に記載するところがありますし、契約書も提出されておりますので、申請を受理しております。

事務局（米山事務局長）

私も会長のお話のとおりだと思います。耕作者と所有者との話し合いが行われ両者合意のもとで申請書が提出されていると思いますので、その賃借料の部分には事務局として介入するということはありません。先ほど穴沢副参事が申しましたが、申請書を受理する際、審査をしております。確かに\*\*\*\*\*の良い場所であれば賃借料無しというのは如何なのかなという部分は残るところはありますが、耕作者と所有者との話し合いによるものであると考えております。よろしくお願ひします。

議長（上村会長）

この件につきましては、我々農業委員といたしましては、その地区の中での今後の影響等々を考えられるというような要素があるとすれば、やはり相談に乗っていくということの中で対応を進めていただきたいと思いますと思っております。

その他、どうでしょうか。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買の設定に関する整理番号1番から4番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、貸借権設定にかかわる整理番号5番から13番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、使用貸借権にかかわる整理番号 14 番から 43 番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての、整理番号 1 番から 43 番まで、異議なしと認め申請どおり許可いたします。

## 事業計画変更承認申請について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第 4 議案第 2 号「事業計画変更承認申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の 23 ページをお願いします。

議案第 2 号「事業計画変更承認申請の承認」について、今月は 1 件となっています。

整理番号 1	当初計画者	*****
	承継者	*****
	申請地	***** 田 301 m <sup>2</sup>
	当初計画目的	医院併用住宅の敷地の拡張
	変更事由	高齢で医院を継続できないため

申請地は平成 7 年 11 月 27 日付小農地第 5214 号にて医院併用住宅の敷地の拡張を目的に平成 8 年 8 月 1 日までの工期で転用として 5 条許可を得ました。その後、計画を実行できず高齢となりました。この度、\*\*\*\*\*が隣接する宅地を取得したことから、申請地を資材置場として一体利用する旨、事業計画変更の承認申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第 2 号につきまして、事務局の説明に続いて地区担当委員の調査・補足説明ありましたら、お願いいたします。

森山行雄委員

整理番号 1 番ですが、2 月 16 日に\*\*\*\*\*から、今事務局のとおり説明をしていただきました。18 日は現地を確認いたしまして、まだ雪が積もっていたのですが、この辺りの土地勘はありますので、場所を確認させていただきました。19 日に\*\*\*\*\*の説明を受けました。説明のとおりです。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。  
議案第2号「事業計画変更承認申請」について、申請どおり承認してよろしいでしょうか。  
「異議なし」の声あり。  
それでは、異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の25ページ・26ページをお願いします。

申し訳ありませんが、差し替えということで1枚配付しましたので、そちらをご覧くださいと思います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は6件です。

整理番号1	申請地	*****	田	165 m <sup>2</sup>
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	一般住宅1棟3階建て		
	転用目的	一般住宅建築用敷地		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域（第1種住居地域）が定められているため。		

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。現在実家の父の経営している店舗の2階に居住していますが、家族が増え手狭になったため、適地を探していたところ、譲渡人との売買の話がまとまり、一般住宅を建設する旨、この度申請があったものです。

整理番号2	申請地	*****	田	406 m <sup>2</sup>
	農地区分	第一種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	一般住宅1棟2階建て		
	転用目的	一般住宅建築用敷地		
	判断理由	住宅その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する		

者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの。

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。現在民間のアパートに居住しておりますが、家族が増え手狭になったため、適地を探していたところ、譲渡人との売買の話がまとまり、一般住宅を建設する旨、申請があったものです。

整理番号3 申請地 \*\*\*\*\* 田ほか1筆 合計 440 m<sup>2</sup>  
農地区分 農用地  
権利種別 使用貸借権設定  
貸付人 \*\*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
申請概要 携帯電話基地局設置のための工事ヤード、資材置場  
転用目的 工事ヤード、資材置場  
判断理由 申請地は携帯電話基地局設置のための一時的な利用に供するためのものであり、当該利用の目的達成をするうえで当該農地を供することが必要であるため。

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。携帯電話基地局設置工事を行うための工事ヤード用敷地及び資材置場として利用したいため、申請があったものです。

なお、工事ヤードのため、一時転用申請となっており、工事完了後は農地に復元することとなっております。また、携帯電話基地局については、認定電気通信事業者による中継施設の設置は転用許可除外となっておりますので、この度申請はありません。

整理番号4 申請地 \*\*\*\*\* 田 301 m<sup>2</sup>  
農地区分 第三種農地  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*\*円  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
申請概要 事業用資材置場  
転用目的 資材置場  
判断理由 都市計画法に規定する用途地域（第1種住居地域）が定められているため。

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。医院併用住宅の敷地の拡張を目的に平成8年8月1日までの工期で転用として5条許可を得ましたが、計画を実行できず高齢となりました。この度、\*\*\*\*\*が隣接する宅地を取得したことから、申請地を資材置場として一体利用するため申請があったものです。

整理番号5 申請地 \*\*\*\*\* 田ほか1筆 合計 7,225 m<sup>2</sup>  
農地区分 農用地  
権利種別 賃借権設定  
貸付人 \*\*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*\*

申請概要 砂利採取のため  
転用目的 砂利採取  
判断理由 申請地は砂利採取のための一時的な利用に供するための  
ものであり、当該利用の目的達成をする上で当該農  
地を供することが必要であるため。

申請地は\*\*\*\*\*の農地です。借受人は\*\*\*\*\*であり、砂利採取のた  
めの地主との話がまとまり、申請があったものです。

なお、砂利採取のための転用であるため、一時転用となっております。

整理番号6 申請地 \*\*\*\*\* 田ほか2筆 合計 1180 m<sup>2</sup>  
農地区分 第二種農地  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*\*円  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
申請概要 食品加工工場1棟一部2階建 駐車場(8台分)  
転用目的 食品加工工場の建築敷地  
判断理由 申請地の周辺は宅地化が進んでおり、住宅の用もしくは事  
業用施設、または公共施設が連担する事が見込まれる地域  
であるため。

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。事業規模の拡大に伴い生産量が増え、  
現在の工場では手狭になったため、工場用建築敷地を探していたところ、所  
有者との売買の話がまとまり、この度申請があったものです。

議 長(上村会長)

議案第3号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足  
説明を願います。

佐藤新一委員

整理番号1番ですが、\*\*\*\*\*から2月の中旬に説明を受けました。現地は雪に  
覆われておりましたが、確認させていただきました。譲受人に23日に確認を取りまし  
た。問題ないと思います。

桑原正文委員

整理番号2番ですが、さっきと同じ21日に\*\*\*\*\*と連絡を取らせてもらいまし  
た。事務局の説明のとおりであります。

整理番号5番ですが、\*\*\*\*\*から一切連絡はありませんが、砂利採取の一時転  
用ということですので、問題ないと思います。

小西正春委員

整理番号3番ですが、一時転用ということでは何ら問題ないと思いますが、周りの圃  
場もほとんど\*\*\*\*\*の圃場でございますので、一時転用ですので、何ら問題ない  
と思います。

森山行雄委員

整理番号4番ですが、先ほどの説明のとおりでございます。事務局の説明のとおり

です。

議長（上村会長）

整理番号6番につきましても、事務局の説明のとおりということでございます。

それでは、説明がそれぞれ終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

佐藤廣治委員

整理番号6番の食品加工工場ということですが、非常に一般住宅地に隣接している場所ですが、何を食品加工するのでしょうか。

事務局（穴沢副参事）

食肉加工です。豚肉とか、牛肉とか、骨の付いた状態で仕入れて、それを色々な形に加工して、スーパーに卸す工場です。

佐藤廣治委員

食肉ということはきれいな肉を持ってきて、細かくするのですか。ものすごい肉を持ってきてそこで解体するとか、そういうことではないのですか。

佐藤正喜委員

今、\*\*\*\*\*に工場があります。そのままを屠場から持ってきて、おそらくそれをこの工場へ入れて加工するようです。特に牛のタンの加工が多いようですが、全ての部位を全て加工して出荷するそうです。

佐藤廣治委員

農業委員会で問題にするものかどうかということは私には分かりませんが、工場によって、たとえば異物を排出するとか、川や水路へ流すとか、色々なことが想定される可能性もあるわけですね。隣接者との関係、地域との関係が、果してその辺が農業委員会としてはどういう関係があるのか教えてください。国道252号から\*\*\*\*\*のあるところでしょうか。\*\*\*\*\*の前をはいったところでしょうか。

佐藤正喜委員

\*\*\*\*\*の前ですよ。

佐藤廣治委員

\*\*\*\*\*の近くですよ。その隣接地域との関連というのはどうなっていますか。

事務局（米山事務局長）

1,000平米未満ですので、大規模開発とか、そういう何か開発行為には該当しないと思います。転用申請書を提出する際、添付しなければならない資料があります。土地改良区の意見書等を添付していただき申請書を受理していますので、その部分については穴沢副参事が説明します。

佐藤廣治委員

食品を扱うということは保健所とか、様々なその他の法令の縛りもありますよね。

それで、農地法のほか他法令との調整が整っているのか。「ほかの法律もみんなクリアしている、農業委員会も問題がなければ許可しましょう」とそういう調整が必要だと思いますが、その辺り、関連で私ども農業委員会だけが先行して、許可し意見書を県に提出するという事は果して妥当なのかどうか。

事務局（米山事務局長）

保健所の食品の許可については大変申し訳ありませんが、勉強不足でわかりません。大規模開発という部分では、1,000 平米未満ですので開発行為には該当しません。建築基準法に基づく建築確認申請については、その部分についても特段こちらから協議していません。あくまでも、農地法第5条の転用申請に係る書類の添付があるため申請を受理しこの総会に上程させていただきました。穴沢副参事から添付しなければならない資料について説明します。

事務局（穴沢副参事）

農地法5条の許可に関する添付の書類については、県との協議を事前にしておりまして、被害防除策の概要書ですとか、あと建物の建築の面積ですとか、立面図、平面図、そういった必要な書類については全部提出いただいておりますので受理し総会に上程しました。

佐藤廣治委員

形式的に書類が整っているからいいですよというのは、最終的にはいいですよということでしょうか、他法令がもしあるとすれば、そういうものがクリアになりますよということを含めて、農業委員会だけが先行して同意をしていくと、行政の立場として支障が出ないかどうかってことを心配して発言している。例えば地域から不満の声が上がったとか、例えばの話ですけどね。そうなった時に矢面に立つのは農業委員会ですよ。そういう点はわかっているのですか。

議長（上村会長）

現実的には、例えば食品加工工場であろうが、別の施設であろうが、まずもって農地を有効に活用しましょうという部分の中での農地の農業委員会としての許可を出す。出すけれども建物というのは建築基準法に基づく、また工業排水の関係からも土地改良区によるもの、その辺りがおそらく付随して回るのではないか。だから、どちらかが先行するという事は大丈夫なのか。

事務局（米山事務局長）

転用申請書の添付資料を読み上げてください。

議長（上村会長）

申請書があるのであれば、それを説明すればいいし、どちらか一方がだめだったからだめだということではなく、おそらく同時に進めている形になろうとは思いますがどうですか。

事務局（穴沢副参事）

転用申請書の添付資料について説明します。被害防除策等概要書を提出いただいています。これは、転用目的、建設計画概要、用排水計画、隣接農地等への被害防除策の

中に隣接農地の所有者等との調整状況を記載し、譲渡人から提出をいただいております。雑排水はガス水道局と協議中、隣接農地に接する部分には土留擁壁を施し被害を与えないようにするとの記載があります。土地改良区理事長から協議が整い差し支えない旨の意見書が提出されています。

事務局（米山事務局長）

穴沢副参事が読み上げたように、被害防除策等概要書に記載されたとおり、雑排水はガス水道局と協議中であり、ガス水道局が統括しております。佐藤廣治委員のおっしゃるとおりそれ以外の法令でどうなっているのかというところですがけれども、転用申請の際、添付することが義務付けられておりません。当然、総会の上程する際、県の転用担当者ともよく協議をしながら進めておりますので、その部分についても、もし何かそれ以外の法令の申請書なるものが必要であれば、県の転用の担当者から、穴沢副参事に指導があると思いますので、書類上は問題ないと考えております。

桑原正文委員

これは、佐藤さんが一番心配するのはやはり食品衛生法とか、廃棄物処理法とか、そういうのがあって、やはり周りの人達が結構悪臭とか何かで、本当にこれをつくる時に周辺の集落の方々にきちんと会社の方が説明をしているのかどうかというのが、やはり一番知りたいと思うのですけれども、それは多分こっちの管轄ではなくて、保健所とかあと環境課、よく分からないですけどそっちのほうが管轄ではないかと思うわけです。それとの連携がどう取れているかというのが、やはり佐藤さん一番心配されていると思います。

議長（上村会長）

そこに土地があるからそこに建てたという事実よりもその後が問題になると思います。その後に問題が出ないかということが懸念をされるということですね。

事務局（米山事務局長）

その部分については私事務局長が預かることでお願いします。県の転用担当者に相談をして協議をして今回議案として上程した経過がありますので、書類上の部分については問題ないと思います。私の方で調べさせていただければと思います。よろしいですか。

佐藤廣治委員

今のそういうところが少し心配です。その周りの状況を含めて、行政ってそういうところじゃないですか。その書類が整っているから、「はい、いいですよ」という。それももちろん当然の話ですが、最終的にそうなるかも分かりませんが、そうではなくて、関係法令も含めてどういう状況なのかを調査する必要があると思います。それから、例えば地域の意見を求めるものがほかにあるとすれば、農業委員会ではなくて、農地法ではなくてほかにあるとすれば、そちらの他法令で地域の意見をちゃんと聞いているのかどうかとかを参考に情報を仕入れた上でその許可の同意を与えるというのは一番いいのではないかと思います。特に難しい地域ですよ。事務局長は分かると思いますけどね。\*\*\*\*\*は非常に難しい、\*\*\*\*\*とは違います。

事務局（米山事務局長）

佐藤廣治委員からの指摘内容はよくわかりました。穴沢副参事から詳しい説明があります。

事務局（穴沢副参事）

申請書に記載の内容についてですが、「隣接農地接する部分には土留め擁壁を施し、被害を与えないようにいたします。雑排水に関しましてはガス水道局の下水道担当者との協議中です。工場から出る廃棄物等は現在委託をしている\*\*\*\*\*に引き続き撤去、及び処理を依頼いたします」という記載があります。そのほかに被害防除策等概要書の中に取水は上水道、汚水の処理は公共下水道になっております。雨水の処理方法については自然流下で農業用の排水路に流すということですし、ガス、粉塵などの被害の恐れはないということで概要書に記載がされております。

佐藤廣治委員

土地改良区の同意を得ているというのは、土地改良区の用水路の中に何か流すと記載されているのですか。その部分に同意を得ているということですか。

事務局（穴沢副参事）

一応雨水だけであると概要書には記載があります。

佐藤廣治委員

それで、産業用の汚泥、汚水といいますか、それを一般の公共下水道に流すことは多分環境課の範疇だと思いますが、認めていないと思います。産業廃棄物は、一般の公共下水道に流すということは認めていないと思いますが、それは環境課の判断だとは思いますが、多分、検討中というのはそういう意味だと思います。内容が分からないから「返事は今出せませんよ」ということになっているのではないかと思います。それで、それはいいにしても、懸念するのはさっき言ったようなことです。同意する時期として、県に上げる時期として、時期の判断を誤ると農業委員会が一番の矢面に立つことになると思います。

事務局（米山事務局長）

はい、分かりました。

議長（上村会長）

いずれにせよ、どんな施設に対しても、住宅でもそうですし、雪国ですので屋根から落ちる雪の問題等々、近隣に迷惑をかけるなどそういったことも、小さい問題であっても苦情になるということです。特にこういった施設になりますと、佐藤委員が言うように近隣への状況というようなことでの地元の判断は許可した農業委員会が一番悪いということになります。こういうような問題が、風評が出る可能性もあるということです。この事業を進める、いわゆるひとつのこの提案、または申請が出てくる中では考えられることの中で、その取り決めがどうなっているかということも事前に確認し、事務局もこの段階の中でこの総会の中で分かり得る範囲の中で説明するよう万全を期していただきたいと思います。お願いします。

事務局（米山事務局長）

ご心配をかけまして、大変申し訳ありません。会長のおっしゃるとおりですので、

これから、きちんとした説明ができるようにしていきたいと思います。

議 長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

佐藤廣治委員

では、この関係の集落といいますか、きちんとした説明がされているのかの確認をしてください。それと、地権者というか、関係者にもきちんとした説明がされているのかどうか、確認してもらいたいと思います。地元が知らなかったという話になると一番困りますので、やはりきちんと地元の区長さん経由で集落説明会とかをしていただき、概ね了解を取ったという話しであれば、農業委員会として駄目だということではないと思います。その辺を確認してください。

事務局（米山事務局長）

先ほどからの佐藤廣治委員をはじめ、委員皆様の話を基に事務局長が持ち帰り、関連機関などに確認し、次の総会の際には説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。まず整理番号1番につきまして、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、整理番号2番につきまして、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、整理番号3番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号5番につきまして、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号6番につきまして、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」についての整理番号1番から6番まで、申請どおり許可相当に決定し、異議なしと認め、県に進達することといたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の27ページをお願いします。

日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	104 件
	筆数	414 筆
	面積	359,304.62 m <sup>2</sup>

なお、詳細につきましては、事前配付のとおりです。

次に、所有権移転ですが、61ページをお願いします。  
今月は売買2件です。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか1筆	合計 2,721 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	*****円		
整理番号2	所有権を移転する農用地	*****	田	3,101 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	*****円		

利用権設定につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

ただいま、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

## 下限面積（別段の面積）の設定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号「下限面積（別段の面積）の設定」について議題いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（米山事務局長）

議案書63ページをお願いいたします。

下限面積（別段面積）の設定について皆さまに提案申し上げるものがございます。下限面積とは、農地法第3条第2項第5号に定められている農地の権利取得の際の最低限のクリアしなければならない面積要件のことであります。この面積は、都府県では50アール、北海道では2ヘクタールとなっております。

しかし、地域の実状により農水省令に基づいて各農業委員会が下限面積を定め、それを公示した場合はその面積で設定できることとなっております。これを別段面積と申します。当農業委員会では、法改正後下限面積について50アールから下げて30アールに設定してきたところでございます。農業委員会の事務の適正化通知により、それらについて毎年総会において設定、あるいは修正する必要があるかについて審議せよということになっております。よって、本総会において別段面積の修正の必要があるかないかについて審議をいただきたいものであります。

事務局では、平成30年12月19日開催の第3回幹事会、平成31年1月24日開催の第4回幹事会において2回協議を行っております。現行の下限面積30アールの変更を行わないということを提案させていただきます。理由としては、市内に現に耕作の目的に供されておらない農地が相当程度存在し、その多くが沢の中の小さな田んぼや山間地の畑などで既に山林・原野化したものであり、一規模から見て下限面積未滿の農地を耕作する者の数が増加することにより、その区域及び周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障の生ずる恐れがないことから将来の見通し等から見て、新規就農を促進するために適当と認められるためです。説明については以上でございます。

議長（上村会長）

ただ今、事務局長より説明がありました。下段面積につきましては1年1回協議し、決定していただくという流れに沿った中での提案でございます。話しがありましたように幹事会で2回ほど協議をしています。いろいろな条件が今後考えられることができるだろうということの中で検討されたわけでございますけれども、現状この下限面積につきましては従来どおりの30アールをまずもっては存続していこうという形の結論に至ったということでございます。皆さま方からご意見ありましたらお願いいたします。

酒井 浩委員

実は、私も幹事会で2回ほど議論しましたが、先々週、農業新聞でこんな記事が出ておりました。要は、空き家対策と隣接する農地の関係で今30アールとしているところを10アール、居住地と隣接している場合については10アールまで下げますよということで2017年の段階ではあまり無かったようですが、2018年になった段階で5倍

近く増えていますよというような記事が新聞報道されていきました。やはり魚沼市も空き家が増えていること、それも隣に必ず農地が付いているようなところがあり、空き家対策の一環としても今後は検討していかなければならないと感じました。今回はこの30アールで行くということであればそれはそれでいいのですが、ぜひ次回に向けて一度検討をしていただければありがたいなと思います。以上です。

事務局（米山事務局長）

ありがとうございます。説明不足で大変申し訳ありません。幹事会を2回開催する中で、変更を行わない方向で行きましょうという話しにはなりましたが、空き家付き農地について、これから幹事会において継続で審議、協議をしながら進めていきたいということで考えております。酒井委員が発言されているとおりに思っておりますので、また幹事会で協議しながら前に進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

議長（上村会長）

ほかにどうでしょうか。

この空き家に関する問題、実は十日町市の会長連中とも話しているのですが、あまり詳しく聞いていませんが、そういう言葉だけが先行して、それは良いことだということで取り組みを始めても、中々現実的には現場に入ると、何か別の問題が出てくるということも聞いております。その辺やはり勉強しながら、今事務局からの経過報告のとおり、また幹事会等々で継続的に検討して行きたいと思っております。

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

それでは、議案第5号「下限面積の設定」については提案のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## その他

事務局（穴沢副参事）

- ・平成31年度活動記録簿の配布、記録記入のお願い
- ・農業者年金の加入者の報告、お礼
- ・農業者年金活動記録簿の記録記入・提出のお願い

議長（上村会長）

それでは、本日の提案の報告・議案事項につきましては、全て審議終了いたしました。ありがとうございました。

（時刻は15時08分）

上記会議の内容は、平成30年度第11回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---